

刑事手続における犯罪被害者のための制度

トップ > 裁判所について > 裁判所における犯罪被害者保護施設 > 刑事手続における犯罪被害者のための制度

刑事手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するため、次のような制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴の配慮

公開の法廷で行われる裁判は、原則として、誰でも傍聴することができます。裁判の傍聴を希望する場合に、事前に申込みなどの手続は必要ありません。ただし、傍聴希望者が多いことが予想される事件では、傍聴券が必要となる場合があります。一般の人は傍聴券がなければ傍聴をすることができません。

しかし、このような場合でも、被害者の方やその親族の方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときには、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をします。

刑事事件の記録の閲覧・コピー

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーができます。また、閲覧、コピーをしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方（同種余罪の被害者）は、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます。

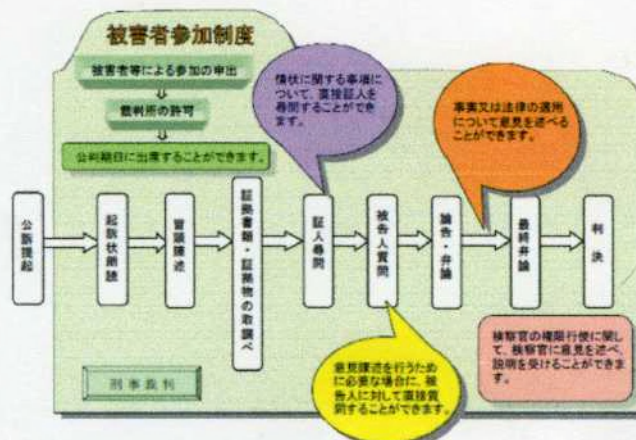
希望する場合には、刑事事件の被害者の方は、事件を審理している裁判所に申し出てください。また、同種余罪の被害者の方は、検察官に申し出てください。



刑事裁判への参加

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者の方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。希望する場合にはあらかじめ検察官に申し出てください。

なお、資力の乏しい被害者参加人は、国が弁護士報酬及び費用を負担する国選被害者参加弁護士の選定を求めることができます。希望する場合には、日本司法支援センター（法テラス）に申し出てください。



- 裁判所について
- 裁判所の組織
- 裁判所の仕事
- 裁判所の予算・決算・財務書類
- 各種委員会
- 裁判所の情報公開・個人情報保護
- 裁判所の環境施策
- 裁判所の災害対策等
- 裁判所における障害者配慮
- 裁判所における犯罪被害者保護施設
- 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況（高・地・簡裁総数）
- 刑事手続における犯罪被害者のための制度
- 被害者保護制度に関する少年事件Q&A
- 広報誌「司法の窓」
- 司法制度改革
- トピックス